

委託規程の新旧対照表
(傍線は変更部分)

新	旧
<p>(使用料の分配)</p> <p>第10条</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、各分配期における使用料の分配額(税抜)が、3,000円に満たない場合は、甲は、次期以降の分配金と合算して乙へ分配することができる。</p> <p>(管理の停止等)</p> <p>第15条 甲は、乙の著作権の帰属について疑義が生じたとき、又は他の著作権を侵害するおそれがあると認めるときは、著作権の管理を停止し又はこれを行わないことができる。</p> <p><u>2 甲は、乙が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、使用料の分配その他管理業務を保留することができる。</u></p> <p><u>(1) 乙より届け出のある住所に宛てた通知が、連続して2回以上到達しなかったとき。</u></p> <p><u>(2) 乙より届け出のある送金先に宛てた送金が到達しないとき。</u></p> <p><u>(3) 乙が甲の事業運営・管理業務等に重大な支障を及ぼす行為をしたとき。</u></p> <p>(約款及び管理委託契約の変更)</p> <p>第16条 甲は、本約款を変更したときは、速やかにインターネットによって変更した約款を公示するとともに、これを乙に通知する。</p> <p>2 乙は、前項の変更に異議があるときは、通知が到達した日から1か月以内に又は公示がなされた日から<u>3ヶ月以内に</u>、書面による申し出によって、管理委託契約を解除することができる。</p> <p>3 通知が到達した日から1か月以内に又は公示がなされた日から3か月以内に、乙が解除の意思表示がなかったときは、乙は、約款及び管理委託契約の変更に承諾したものとみなす。</p>	<p>(使用料の分配)</p> <p>第10条</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、各分配期における使用料の分配額が、3,000円に満たない場合は、甲は、次期以降の分配金と合算して乙へ分配することができる。</p> <p>(管理の停止等)</p> <p>第15条 甲は、乙の著作権の帰属について疑義が生じたとき、又は他の著作権を侵害するおそれがあると認めるときは、著作権の管理を停止し又はこれを行わないことができる。</p> <p>(約款及び管理委託契約の変更)</p> <p>第16条 甲は、本約款を変更したときは、速やかにインターネットによって変更した約款を公示するとともに、これを乙に通知する。</p> <p>2 乙は、前項の変更に異議があるときは、通知が到達した日から1か月以内に、書面による申し出によって、管理委託契約を解除することができる。</p> <p>3 通知が到達した1か月以内に又は公示がなされた日から3か月以内に、乙が解除の意思表示がなかったときは、乙は、約款及び管理委託契約の変更に承諾したものとみなす。</p>

委託規程の新旧対照表

(傍線は変更部分)

<p>(中途解約の制限)</p> <p>第18条 甲及び乙は、相手方の承諾を得なければ、有効期間中、管理委託契約を解約することができない。</p> <p>(管理委託契約の解除)</p> <p>第19条 甲及び乙は、相手方において、次のいずれかの事由が生じたときは、管理委託契約を解除することができる。</p> <p>(1) 管理委託契約に違反する事由があり、相手方に対して義務の履行を催告したにもかかわらず、義務の履行がなされないとき。</p> <p>(2) <u>破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始を自ら申し立て、又は申し立てを受けたとき。</u></p> <p>(3) 支払停止又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(4) その他、管理委託契約を継続することが不可能又は著しく困難な事情が生じたとき。</p> <p>2 前項により、管理委託契約が解除された場合においても、甲は、解除前になされた利用許諾に関して、使用料の徴収及び分配、その他これらに付随する業務を行うことができる。</p> <p>3 <u>甲は、次のいずれかの事由が生じたときは、2週間以上の期間を定めた書面による通知後、何らの通知なく、管理委託契約を解除することができる。なお、当該解除は、乙に対する損害賠償の請求を妨げない。</u></p> <p>(1) <u>第15条2項1号又は2号に該当する場合において、甲の調査にもかかわらず、乙の所在または送金先が判明しないとき。</u></p> <p>(2) <u>乙が甲の事業運営・管理業務等に重大な支障を及ぼす行為をしたとき。</u></p> <p>4 <u>連続した4以上の分配期(4期分以上)における、乙に対する分配総額(税抜)が3,000円に満たない場合、甲は、乙に対して通知を行うことにより、通知到達後、最初に到来する第11条1項に定める関係権利者の確定基準日をもって、管理委託契約を解除することができる。</u></p>	<p>(中途解約の制限)</p> <p>第18条 甲及び乙は、相手方の承諾を得なければ、管理委託契約を解約することができない。</p> <p>(管理委託契約の解除)</p> <p>第19条 甲及び乙は、相手方において、次のいずれかの事由が生じたときは、管理委託契約を解除することができる。</p> <p>(1) 管理委託契約に違反する事由があり、相手方に対して義務の履行を催告したにもかかわらず、義務の履行がなされないとき。</p> <p>(2) <u>破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算を自ら申し立て、又は申し立てを受けたとき。</u></p> <p>(3) 支払停止又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(4) その他、管理委託契約を継続することが不可能又は著しく困難な事情が生じたとき。</p> <p>2 前項により、管理委託契約が解除された場合においても、甲は、解除前になされた利用許諾に関して、使用料の徴収及び分配、その他これらに付随する業務を行うことができる。</p>
---	---

委託規程の新旧対照表

(傍線は変更部分)

<p>(通知)</p> <p><u>第20条</u> 本約款に基づく甲の乙に対する通知は、管理委託契約締結時に、又は甲の定める手続に基づき、乙が届け出た住所地に対して行われるものとする。本約款に定める通知が相手方に到達しない場合、当該通知を発送した時に到達したものとみなす。</p>	
<p>(財務諸表等の作成等)</p> <p><u>第21条</u> 甲は、毎事業年度経過後3月以内に、著作権等管理事業法施行規則第19条に定める財務諸表等を作成し、これを甲の事務所に備え付け、乙の申し出により閲覧、謄写させるものとする。</p>	<p>(財務諸表等の作成等)</p> <p><u>第20条</u> 甲は、毎事業年度経過後3月以内に、著作権等管理事業法施行規則第19条に定める財務諸表等を作成し、これを甲の事務所に備え付け、乙の申し出により閲覧、謄写させるものとする。</p>
<p>(準拠法)</p> <p><u>第22条</u> 本約款及び管理委託契約は、日本法に準拠するものとする。</p>	<p>(準拠法)</p> <p><u>第21条</u> 本約款及び管理委託契約は、日本法に準拠するものとする。</p>
<p>(合意管轄)</p> <p><u>第23条</u> 甲と乙は、本約款及び管理委託契約に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。</p>	<p>(合意管轄)</p> <p><u>第22条</u> 甲と乙は、本約款及び管理委託契約に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。</p>
<p>附則 本約款は、文化庁長官が届出を受理した日から実施する。</p>	<p>附則 本約款は、文化庁長官が届出を受理した日から実施する。</p>
<p>附則 本約款は、平成17年10月1日より改訂する。</p>	<p>附則 本約款は、平成17年10月1日より改訂する。</p>
<p>附則 本約款は、平成18年10月1日より改訂する。</p>	<p>附則 本約款は、平成18年10月1日より改訂する。</p>
<p>附則 本約款は、平成19年4月13日より改訂する。</p>	<p>附則 本約款は、平成19年4月13日より改訂する。</p>
<p>附則 本約款は、平成20年1月1日より改訂する。</p>	<p>附則 本約款は、平成20年1月1日より改訂する。</p>
<p>附則 本約款は、平成20年10月1日より改訂する。</p>	